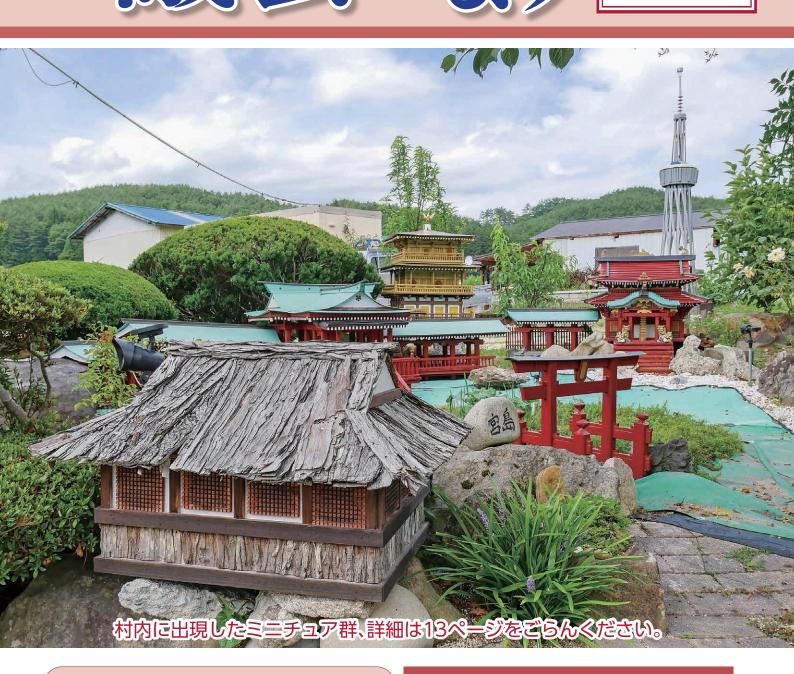


第234号

令和4年8月1日

川内村議会事務局 TEL 0240-38-3803 FAX 0240-38-2116

〒 979-1292 双葉郡川内村 大字上川内字早渡11-24



目次

第2回定例会	P	2
村からの行政報告	P	4
一般質問4議員登壇	P	7
福島県町村議会議長会表彰	P	12
請願と陳情について・表紙紹介・他	P	13
請願と陳情の方法	Р	14

次の定例会は、9月に開催されます お気軽に傍聴ください。(定員は30名です)

- ○議会を傍聴するときは、次のことを守ってください。議員の発言を批判したり、議事を妨害しない。帽子、コートなどを着用したり、かさ、カメラ、録音機などを持ち込まない。
- *傍聴希望の方は、議会事務局へお申し出ください。

かわうち議会報 ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇ 令和4年8月1日(2)

6月定例議会

令和4年第2回定例議会 6月9日から10日まで開催

令和4年度一般会計補正予算、条例改正など 9議案が可決成立

◆定例議会の概要

令和4年第2回定例議会は、6月9日から10日までの2日間の会期で開催され、村長から令和3年度一般会計予算の繰越明許費繰越報告、農業集落排水事業特別会計予算の繰越報告など2件の報告と6件の専決処分案件や令和4年度補正予算や条例の一部改正など9案を審査し原案のとおり承認・可決・同意しました。また、9日の議会初日には、4名の議員が一般質問を行いました。

報告

◆令和3年度川内村一般会計予算繰越明許費繰越報告

光ケーブル支障移転事業、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金給付事業、原油価格高騰対策支援事業、ふくしま森林再生事業、台風19号による農業施設の災害復旧事業など、計28事業、総額11億8,558万5千円を繰越した。

◆令和3年度川内村農業集落排水事業特別会計予算繰越明許費繰越報告

県道小野富岡線マンホール高調整事業の額3,000千円を繰越した。

可決した議案

予 算

- ◆専決処分の承認を求めることについて(令和3年度 川内村一般会計補正予算(第9号)) 既定の歳入歳出予算額から1億3,950万1千円を減額し、最終的な予算総額を49億4,234 万7千円とするもの。
- ◆専決処分の承認を求めることについて(令和3年度 川内村後期高齢者医療特別会計 補正予算(第3号))

事業費の確定により、歳入歳出予算をそれぞれ597千円減額し歳入歳出それぞれを7,304万2千円とするもの。

(3) 令和4年8月1日

かわうち議会報

◆令和4年度川内村一般会計補正予算(第1号)

既定の歳入歳出予算額に、5億9,165万円を増額し予算額を48億7,165万円とするもの。

主なものは、歳入では子育て世帯生活支援特別給付金国庫負担金360万円、被災住宅修理支援事業県補助金360万円、林業・木材産業等振興施設等整備事業県補助金1,086万5千円、除染対策事業県補助金6,859万2千円、歳出では行政手続きオンライン化対応改修委託料1,267万2千円、子育て世帯生活支援特別給付金や福島県沖地震による公費解体処理業務委託料14,000千円、宮坂村営住宅修繕工事費等2,796万6千円、仮置き場原形復旧委託料6,859万2千円など。

◆令和4年度川内村介護保険事業勘定特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出それぞれ19万8千円を増額し、歳入歳出総額を4億4,073万5千円とし、令和5年度からの保険料の段階的な減免措置の廃止に備え、介護保険システムと避難先データのすり合わせが必要なため事務委託料を増額するもの。

条 例

◆専決処分の承認を求めることについて (川内村税条例の一部を改正する条例について)

地方税法の一部を改正する法律の施行により、改正を行うものであり、固定資産税における設備 投資の減価償却等に関係する条項条文並びに負担割合の改正を行うもの。

◆川内村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

令和4年度の課税について、地方税法に定めている所得割額、均等割額、平等割額の3方式を採用し、国民健康保険事業において必要となる運営費を負担いただくため、本条例の一部を改正するもの。

◆川内村林政審議会条例の一部を改正する条例

村長が委嘱又は任命する審議会の委員について、議会との申し合わせのとおり、議員代表者を有識者に変更し、学識経験者が有識者に含むことから削除するために条例の一部を改正するもの。

◆特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

農業委員会における農業委員及び農地利用最適化推進委員による積極的な活動を推進するため、国は「農地利用最適化交付金事業実施要綱」において、活動実績に応じて報酬等を支給するものと改めたことから、これまでの各委員の年報酬のほか、活動実績に基づく支給が行えるよう本条例の一部を改正するもの。

人 事

◆川内村固定資産評価審査委員会委員の選任

固定資産評価審査委員会の委員は、地方税法第423条第2項及び川内村固定資産評価審査委員会条例

第2条に基づき、その定数は3名であるが、その内1名が任期満了になることから、選任の同意 を提案するもの。

議		番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	議長
案 番 号	議案名と内容	議決結果	佐久間武雄	高野 政義	井出茂	坪井 利之	久保田裕樹	高野 恒大	井出剛弘	松本勝夫	新妻幸子	渡邉一夫
33	専決処分の承認を求めることについて (川内村税条例の 一部を改正する条例について)	承認	0	0	0	0	0	0	0	0	0	_
34	専決処分の承認を求めることについて(令和3年度川内 村一般会計補正予算(第9号))	承認	0	0	0	0	0	0	0	0	0	_
35	専決処分の承認を求めることについて(令和3年度川内 村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号))	承認	0	0	0	0	0	0	0	0	0	_
36	令和4年度川内村一般会計補正予算(第1号)	可決	0	0	0	0	0	0	0	0	0	_
37	令和4年度川内村介護保険事業勘定特別会計補正予算 (第1号)	可決	0	0	0	0	0	0	0	0	0	_
38	川内村健康保険税条例の一部を改正する条例について	可決	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
39	川内村林政審議会条例の一部を改正する条例について	可決	0	0	0	0	0	0	0	0	0	_
40	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	可決	0	0	0	0	0	0	0	0	0	_
41	川内村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を 求めることについて	同意	0	0	0	0	0	0	0	0	0	_

村からの行政報告

それでは、行政報告として3月の定例議会後の村の状況等を報告させていただきます。 はじめに、要望活動でありますが、5月12日には、東京出張に併せて、新妻復興副大臣、 石井経済産業副大臣に対し、国の責務としての復興・創生支援の継続、原発事故に伴う特 例措置の見直しについて地域に寄り添った丁寧な説明、公平感の持てる運営等6項目に ついて要望活動を行いました。

5月25日には、双葉地方町村会として萩生田経済産業大臣及び末松文部科学大臣に対し、避難等に伴う精神的損害に係る賠償に関する要望を行いました。また同日、小早川東京電力ホールディングス株式会社代表執行役社長に対し、最高裁判所の判決を踏まえ、被害者の視点に立った親身・迅速な賠償等2項目について要望を行いました。

5月31日には、原発事故による旧緊急時避難準備区域が設定されました4市町村(川内村、南相馬市、田村市、広野町)合同で、復興大臣及び内閣府原子力災害現地対策本部長に対して、医療費の一部負担金等の免除に対する財政支援、来年度以降の高速道路無料措置の継続、復興に関する補助金等の事業継続及び財源確保等5項目について要望を行いました。要望は福島市の福島復興局内で行い、福島復興局の生沼局長及び辻本原子力災害現地対策副本部長へ要望書を手交しました。

6月1日から2日にかけては議長も参加されました双葉地方町村会、双葉地方町村議会議長会合同で復興庁や経済産業省等8つの省庁と自由民主党東日本大震災復興加速化

本部に対し避難地域の復興の実現、避難地域の復興に必要な財源の確保等22項目の要望活動を行いました。

次にかわうちワインの完成について でありますが、震災復興、新たな農業への挑戦、地方創生の取組みの一環として進めて参りましたワイン事業についてですが、今春、村産ブドウからなるワインが完成したことから、これまでお世話になった県内関係者、議長や地元の議員約30名が参加し3月16日、かわうちワイナリーにおいてお披露目会が開催されました。

この日お披露目したワインは、白ワインの「ヴィラージュ・シャルドネ」とロゼワインの「リベル・ロゼ・スウィート」の2種類です。事業主体であるかわうちワイン株式会社によると、今年は全体で約11,700本を生産する計画であり、販売については、ワイナリーの他、村内の酒販店で販売しているほか、近隣自治体の道の駅等での販売、さらにはふるさと納税の返礼品として活用する予定であります。

また、村産ワインが完成したお祝いとして、3月末に、村民各世帯に「ヴィラージュ・ロゼ」を配布、村民皆様にもティスティングしていただいております。

次に、DX推進室の設置について でありますが、現在、社会のあらゆる領域でデジタル技術の活用が進んでおり、デジタル化の推進は社会の要請であり避けて通れないものであります。国では昨年9月、デジタル庁がスタートし、今後、国や県もこれまで以上に行政のデジタル化をはじめ地域のデジタル化を通じたDX(デジタル・トランスフォーメーション)を進めていくものと思われます。

村においても、こうした社会の潮流への対応やアフターコロナ、ウィズコロナを見据えた行政の効率化のため、デジタルによる改革を推進することを目的に、今年4月、DX推進室を設置、専任職員を配置しました。

DX推進室では今後、川内村DX推進計画の策定の他、DXの普及・啓蒙活動、行政のデジタル化推進などを進めていくことで、行政及び地域のDXを推進し、住民サービスの向上を図っていきたいと考えております。

次に東京電力福島第一原子力発電所視察について でありますが、4月12日に私を含む管理職、国、県の職員11名で視察をしてきました。廃炉及び汚染水の処理の取組みを我々も常に注視しておくことが必要と考え、これまでも定期的に視察をしてきました。東京電力福島第一原子力発電所の状況につき正確な情報を知ることで村民皆様の不安払拭を講じていきたいと考えており、今後もタイミングを見て視察を行ってまいりたいと考えております。

次に大橋機産株式会社川内第2工場地鎮祭について でありますが、田ノ入工業団地に進出いただいている大橋機産株式会社は、昨年5月にコンパクトローダー等の建設機械の足回り部品を製造する工場を建設、現在まで順調に操業されております。この度、第2工場を建設することとなり、5月9日に地鎮祭が執り行われました。第2工場では、主に日本を含む先進国で数多く使用されているミニショベル等の建設機械の油圧部品(スイベルジョイント)を生産すると聞いており、そのための一貫工程ラインを整備し、操業は令和5年春を目標にしていると伺っております。今回、新たに第2工場が建設されるこ

◇◇◇◇ かわうち議会報 ◇◇◇◇◇◇

とにより、本村及び周辺地域への経済波及効果は大きなものと期待しており、また、原発 事故で未だ避難されている若年層の帰還に大きく寄与するものになると期待しておりま す。

次に川内村まち・ひと・しごと創生総合戦略策定について でありますが、まち・ひと・しごと創生法第10条の規定に基づき、平成27年、第1期総合戦略を策定しました。令和2年3月、国・県の総合戦略が改定されたことから、令和3年度において川内村まち・ひと・しごと創生総合戦略策定委員会を設置し、見直しを行いました。

取りまとめにあたっては、議会のご意見も伺い、福島県への意見照会を経て今年3月策定し、公表したところであります。

教育関係行政報告

前回以降の教育委員会行政報告をいたします。

川内小中学園の入学式は7名の新入生を迎えて4月6日に、かわうち保育園の入園式は6名の新入園児を迎えて4月7日に開催されました。ここで学ぶ子供たちは、こども園34名、小中学園70名で、昨年同期比5名減となっております。

一方、入学式後に児童生徒に新型コロナウィルス感染が確認されたことから、4月7日から臨時休業して校内の消毒を実施するとともに学校医、保健所の指導のもと出席停止などの必要措置を講じ、前期課程は4月11日から、後期課程は12日から授業を再開しております。また、5月21日には小中学園・保育園合同運動会が開催され、好天のもと盛会裏に終始することができました。

従来、これらの行事には議員各位や村民多数の参加を賜り、子供たちに励ましを受けて参りましたが、近年のコロナ禍によって規模、時間、内容等を縮小しての開催になっていることにご理解を賜りますようお願いいたします。我が国の感染者は全体的に減少傾向で、行動制約も緩和されつつあるようですが、学校や児童施設での感染は依然として後を絶たない情報もあることから、今後も感染予防対策を継続して子供たちの安全を確保して参る所存でございます。

以上で、教育に関する行政報告といたします。



(7) 令和4年8月1日 ※※※ かわうち議会報 ※※



一分投貨間 4 名の議員が村の考えを質す

今定例会の一般質問は、6月9日に行いました。議員4名から7件の通告があり、町分地区景観づくり事業、井戸水等の水質調査、医療保険の見直し、いわなの郷整備等について質しました。 各議員からの質問内容は、次のとおりです。

以下、質問と答弁を登壇した順にお知らせします。

〇一般質問の内容

通告順	議員	質 問 事 項
1	井出 茂	1. 町分地区景観づくり事業について
2	久保田 裕樹	1. 村内における井戸水等の水質調査について 2. 田ノ入工業団地専用水道の維持費について
3	坪井 利之	 原子力災害被災地域における医療・介護保険料等 減免措置見直し(案)について 県道富岡大越線改良工事について 多目的屋内運動場の整備について
4	新妻 幸子	1. いわなの郷及びキャンプ場の整備について

※一般質問は、一問一答方式で行われ質問者の持ち時間は60分以内で行われました。

議員



井出

茂議員

て 町分地区景観づくり事業につい

町分地区景観づくり事業は、

暂 ころであります。 の住民の方々は大変期待していると なってきたように思います。 に策定され、いよいよ実施段階と そこでお伺いします。 このプロジェクトに関係した多く ガイドラインが令和3年3月

たものであります。

②木戸川河川改修工事により、木戸 ①このプロジェクトの具体的な実施 計画及びスケジュールをお伺い

ガイドラインの中に、新たなフッ トパスとして位置付けし、ベンチ き地が出来ました。 川と川内小中学園の間に適当な空

> ち、 歩きたくなるまち、 が、本プロジェクトは、「町分地区を いきたいという想いからスタートし 施計画及びスケジュールであります 点目の、 を伺います。 したいと考えますが、村長の考え 訪れてみたくなるまち」にして 事業についてでありますが1 始めに、 プロジェクトの具体的な実 町分地区景観づくり 住みたくなるま

定、 ております。 の説明を経て、 パブリックコメントの実施 ら5回にわたり委員会を開催 しました。その後、 くり 分地区景観ガイドライン」を策定し 町 令和元年6月、 ·分地区景観づくり構想_ 委員会を開催し令和2年2月に 形成検討委員会設置要綱」を制 川内村議会全員協議会で 令和3年3月、 「町分地区景観づ 令和2年7月か を策定 地区住 、以降、 町

てきたことを守ってください」とい 移住・定住する人も、 り、すでに町分に住んでいる人も、 このガイドラインは条例とは異な 「みんなが守っ

> 継承していくための任意のガイドラ らかな境界、 町分地区の自然や、 ります。 う地域の意思表明のようなものであ インとしたところであります。 生活生業の風景、 条例化による縛りはせず、 風景に溶け込む建物を 伝統、草花と柔 水田や水路など

等の設置、桜等の植栽計画を要望

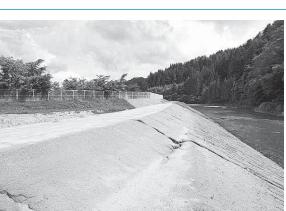
ものとなっております。 整備されており、 住宅は、ガイドラインに沿った形で 令和3年に供用開始となった町分 街並みに配慮した

りたいと考えております。 された各事業 どの進捗状況を勘案しながら検討し び国道399号線の道路改良工事な いては、できるところから進めて参 川河川改修工事、県道小野富岡線及 実施計画及びスケジュールは、 ていくことになりますが、構想で示 今後、 本プロジェクトの具体的な (プロジェクト) につ 木戸

河川 観をより魅力的なものと考えます。 ます。一方、議員ご提案のベンチ等 に支障を及ぼすような構造物等の設 敷地内及びその周辺には河川の流れ が、原則、災害防止の観点から河川 栽計画の要望についてであります におけるベンチ等の設置、桜等の ついて でありますが、河川区域内 の設置や桜等の植栽などは付近の景 置は望ましくないこととされており 2点目の、木戸川河川改修工 、管理者と具体的に協議をさせて 事に 植



木戸川の河川整備によ 園の西側が広くなり、散策道と ての利用やベン チの設置、植栽等が要望される。



できるのか検討して参りたいと考え ております。 13 ただきまして、 どのようなことが

久保田 裕樹議員

査について 村内における井戸水等の水質調

おり、 て、疑問視する意見が村民から寄せ 境変化により飲料水の水質についことは承知していますが、近年の環 料水においては放射性物質に関する られております。 水質調査を希望により実施している 帯において井戸水等で賄って 村内の飲料水は、 原発事故以来、世帯個別の飲 全て家庭世

る補助を行う考えはあるのか伺い る世帯においては、 えを伺います。また、 を公表すべきと考えますが村長の考 いて水質検査を定期的に行い、 このことを踏まえ、 飲料水検査に係 併せて希望す 村内各所にお 結果

0

となっております。 あり、すべてND(検出限界値未満 5月までの総検体数は988検体で 事故後の平成23年3月から令和4年 持込まれた水を より厳格な検査を て、毎週検査を行っている状況です。 行うため、福島県の専門検査機関に ありますが、 水等については、村民の皆さんから 1点目の「村内における井 水等の水質調査について」で 村ではこれまで井戸

期的な水質検査につきましては、 確保する上で、設置者自らが 義務化されておらず、安心と安全を ることが村民皆様の不安払拭になる 0) めてどのような声が寄せられている 行うことになっております。 水質検査についてですが、法的には か検討したいと考えます。 か確認の上、どのような対応を取 議員が提案されている定点での定 *検査を 改

次に、一般家庭における井戸水の

考えておりますので、 きましては、井戸水を一般家庭用の いしたいと思います。 状況を踏まえ、検討して参りたいと 飲料水として用いている他自治体の また、水質検査への補助制度につ ご理解をお

田ノ入工業団地専用水道の維持 費について

水道の維持費について」であ 次に、「田ノ入工業団地専

用

出企業の誘致も遅れていることか 考えますが、村長の考えを伺います。 ら、採算に見合わない維持管理に対 道維持管理費が高額であります。進 対で何らかの対策を講じるべきと いて、田ノ入工業団地専用水令和元年度並びに2年度にお

断し、国の補助金を活用して整備

ためには、当該水道施設が必要と判 て企業が安心して進出していただく たり、上水道施設がない本村にあ りますが、工業団地を造成するにあ

たものであります。

分約50ℓの地下水を揚水し、 まず、 工業団地の簡易水道は、 1 毎 日

管理事業者と契約を結 は、1,705万円で 年度の維持管理委託費 間の管理としておりま 応を含め365日2時 がないよう緊急時の対 なっております。また、 整備などを行う業務と 常点検として水質点 種水質検査の実施や日 健所の指導に基づく各 託の内容としては、 んでおります。 給する施設であり、 当たり約90tの水を供 企業の事業活動に支障 施設全体の管理と環境 各計器の点検など 業務委 保 本

施設を利用している状 2社が操業、当該水道 現在、 工業団地では



早急な進出企業の誘致が求められる。

議員 4名が登壇

議員

引き続き、 ご理解賜りますよ 維持管理

費の軽減及び進出企業の誘致に努め て参りますので、 況であります。 お願 い申し上げます。



利之議員

坪井

原子力災害被災地域における医 ・介護保険料等減免措置見直 について

期が異なり住民間での複雑な感情が 例終了、利用者負担特例は令和9年 終了となり、川内村内で特例終了時 除は令和フ年半額免除、 28年に解除された地域の保険料の免 用者負担特例は令和7年終了、 年半額免除、令和6年特例終了、 された地域の保険料の免除は令和5 され、川内村は平成26年までに解除 等減免措置見直し(案) 被災地域における医療・介護保険料 令和4年3月28日の議会全員 協議会において、 令和8年特 が国から示 原子力災害 平成利

> ります。川内村内の解除の時期は統 生まれてしまうのではと危惧してお 対応を伺います。 することが望ましいと思うが村の

す。 置を終了させていくというもので 避難指示解除から10年程度で特例措 ては、 減免措置の見直しの考え方としまし でありますが今回、 減免措置の見直し 十分な経過措置を講じる観点から、 被保険者間の公平性の確保と における医療・介護保険料等 初めに、原子力災害被災地 国から示された について 域

す。 26 年、 される予定とのことです。 ループ)と平成28年に解除された地 26年までに解除された地域 特例措置の見直しについては、 の解除が行われてきました。 ループに分けて施行していくようで かに配慮し、見直し対象地域を4グ 国は避難指示解除の時期にきめ (第3グループ) とに分けて実施 当村ではこれまで、平成23年、 28年と3段階で避難指示区域 (第1 今回の 平成 細

差をつけない、②十分な周知期間を からの要望は、 ①解除の時 期

続し、令和5年度から順次見直 を設けてもらいたい、と要望を行 行っていく計画になっております。 知期間とし従前どおり減免措置を継 また、急激な負担増にならないよう、 てきたこともあり、令和4年度は周 てきました。復興庁に申し入れをし

しを

翌年令和6年度からは免除が終了に なる予定です。 5年度は1/2免除期間とし、 令和4年度の周知期間のちに、 まず、保険料の免除につい ては、 その 令和

ことになっております。

複数年かけて段階的に見直していく

は令和7年度から特例免除措置が終 了することが示されております。 窓口負担 (利用者負担) につい 7

要望して参ります。 懸念されることから対策をしっかり 持てる制度の運営、減免措置の見直 イフティーネット)や高齢者をはじ しによる低所得者向けへの配慮 に寄り添った丁寧な説明、 す。村としては、今後地 の時期が異なることになるもので なれば、 うもので、 解除から10年で終了させていくとい 険者間の公平性の確保から避難指 とした被災住民の受診控え問題も 今回の減免措置の見直 同じ自治体内でも解除開始 避難指示解除の時期が異 しは、 域(住民) 公平感の

県道富岡大越線改良工事につい

置いてもらいたい、③激変緩和措置

予定を伺います。 がっております。 交差が困難な状況が続いており、早 期の工事完成を求める声が多く上 道路への土砂の流失を防いでいます ております。現在、土嚢を使用して 土嚢が有るため大型自動車との 区間の道路工事の中断が続い 県道富岡大越線、下原 今後の工事完成の



改良工 困難と指摘された。 く対面通行で大型車と交差が 土のうの設置により幅員が 富岡大越線、下原~柳橋区間。 事 · が 中 断 している県 狭 道

2点目の、

県道富岡大越線改

ころ、 期は明確にお伝え出来ない旨の回答 整備を進めておりますが、 改良を最優先として整備を行ってお おり、ご不便をお掛けしております。 でございました。 事務所へ問い合わせを行いましたと 事業主体であります福島県相双建設 動車との交差が困難な状況が続 橋間の工事が中断されており大型自 県道富岡大越線については順次 議員ご指摘のとおり下原から柳 現在主要地方道小野富岡線の 良工事について であります 完成の時

たいと考えております。 ますので、 うに引き続き要望活動を行って参り は重要な路線であると認識しており 村としましても、 早期に完成して頂けるよ 県道富岡大越線

運動場の整備につい

については十分理解していただき、 なりえる多目的屋内運動場の必要性 様々な運動が行え、また防災拠点に ゴルフやスポーツ少年団など 雨などの悪天候でもグランド

議員



て提案された、旧川内中学校 体育館。旧施設の利用は今後決定される予定。

た。 りがとうございます。義務教育学校 を設置して、廃止予定公用施設の利 年3月31日付で廃校することもあっ の川内小学校と川内中学校を令和3 活用等について検討が進められまし 公用施設等利活用方針検討委員会 旧川内中学校体育館再利用の提案あ 川内小中学園」設置に伴い、 平成31年1月に庁内に「川内村 3点目の多目的屋内運動場の 整備について、でありますが 当時

どを設置することでスポーツや防災

内中学校体育館を再利用し人工芝な

ないかと考え提案いたします。

归川

る事で早期整備が可能になるのでは そこで現在ある施設を有効利用す の事でした。

題を精査したうえで検討して行くと 財源確保や施設の規模など様々な問

り、また財源確保などの問題も少な 拠点などの多目的な使用が可能とな

かと思いますが村の考えを伺います。 からず解消し整備できるのではない

うことができるのか検討して参りた についてもそれらを踏まえてどうい いと思っております。 ご提案の旧中学校体育館の再利用

ものでしたが、今年のゴールデンウ

イークの売上は、

3年ぶりに感染対



幸子議員 新妻

いわ 備について なの郷及びキャンプ場の整

対応に深く敬意を表します。 しておりますが、 本年の大型連休におけるいわなの 福島県でも収束が進まず心配 始めに、新型コロナ感染者が 村当局の献身的

整備を具体的に進めていくのか村当 との意見も聞かれました。 として各方面から喜びの声が聞かれ ウトドア関係を家族で楽しめる拠点 郷は、自然豊かな村の中においてア 長時間楽しめる遊技場もあれば良い ておりますし、また、子どもたちが このことから、今後、どのような

郷及びキャンプ場の売上げは厳し ルス感染症の影響により、 局の考えを伺います。 昨年、 の整備について」であります 「いわなの郷及びキャンプ場 一昨年と新型コロナウイ いわなの

りました。 の売上となり、 0 いわなの郷は前年比約150% 行 動 (制限がなかったことから お陰様で大盛況であ

しては、 今後のいわなの いわなの郷におい プ等が 昨今のアウトド 利用者が増加 わなの 郷 の整備 郷 ムになっ 0) てもキャン しており 丰 ア志向によ ヤン いつきま 7



者の意見を参考に検討して参りたい 検討しております。 等を補助事業により整備することを エリアの整備を進めたいと考えてお と考えております。 については、 て林道に面した駐車場にキャンプサ 具体的には、 バーベキュー 指定管理者や施設利用 令和5年度におい 令和6年度以降 ハウス、 洗い場

キャンプサイトの利用者増加により 村の整備に期待がかかる。

5月の連休では大勢の観光客で利用 された、いわなの郷体験交流館広場。

渡邉 一夫議長、井出 茂議員が 福島県町村議会議長会から表彰されました。

令和4年6月3日に開催されました福島県町村議会議長会 の定期総会で本村議員の2名が次の表彰を受賞しました。

【自治功労者】

町村議会議長としての功労 渡邉一夫 議長

【特別功労者】

町村議会議員としての功労 井出 茂 議員

お二人の長年議員としての功績を称え、今回、福島県町村議 会議長会より表彰されたものです。

表彰されましたみなさん、誠におめでとうございます。



渡邉 夫 議長



井出 茂





◎請願・陳情について

前回以降の請願・陳情の受理件数は4件で、委員会で次の2件が採択されました。

- ・国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書を求める陳情
- ・「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情

【令和3年度 双葉地方町村議会議員研修会が開催】

震災後の本県復興に対する考え方を分かりや



研修会に参加した村議員 及び双葉郡の町村議員



森本 英香氏

特別養護老人ホーム側

ギー問題、脱炭素社会におけるまちづくりや野で、本村からは全議員が参加しました。 本本氏は環境省大臣官房長、原子力規制庁次長、環境事務次官等を歴任された方で、現次長、環境事務次官等を歴任された方で、現次長、環境事務次官等を歴任された方で、現次長、環境事務次官等を歴任された方で、現次長、環境事務次官等を歴任された方で、現次長、環境事務次官等を歴任された方で、現の長、環境問題、SDGs、カーボンニュートラル「脱炭素」をはじめ、地球温暖化による気候変にしていている。 本村からは全議員が参加しました。 この研修会は双葉郡の町村議員を対象にしこの研修会は双葉郡の町村議員を対象にし

会所のすぐ近くです。会所のすぐ近くです。といるとのことです。ま晴らしい作品を鑑賞をおれてください。とがは、第二行政区集がのであるとのことです。というでも、第二行政区集がは、いつでもをがられば、いつでも







冨岡町文化交流センター学びの森で開催された、標記の研修会が令和4年5月24日(火)に

コロナ禍の影響により延期されていまし











・請願書の書き方

いケースもありますので、 たしていないため受理されな 的要件といい、この要件を満 ればなりません。これを形式 られた要件を満たしていなけ

②次頁から件名、 ①表紙に請願の表題と紹介議 員の証明捺印

③最後に、議会議長○○○様 数でも可)捺印 者の住所氏名(請願者は複 (理由)、請願年月日、 年月日、請願の趣旨

紹介議員

氏

名

印

十二月ですから、 の開催月は三月、六月、九月、 っております。村の定例議会 定例議会開催月の前月末とな されません。 でも欠いている場合は、受理以上の形式的要件をひとつ なお、受付の締切りは、 と記載する 五月、八月、 十一月の各 締切りは一

\circ	
\bigcirc	
$\tilde{\bigcirc}$	
\sim	
17	
に関する請	
判	
9	
5	
請	
願	
書	

てください。

傾向にあります。 近年、請願や陳情が増える 請願書や陳

陳情書の書き方

情韻 なる りません。 陳情書には議員の紹介は その他についてはには議員の紹介はい

書類ですから、

法律的に定め

情書は議会に提出する公式な

願書は次の様式で作成し	様式	ださい。	べく請願で出すようにし	ます	はされ	書と同じです。なお、陳	U

こと

令和 議会議長 000(件名 氏 (議題の趣旨) 0000 月 名 日 印